

王寺町まちづくり基本条例逐条解説 新旧対照表

現行	修正案
<p>○逐条解説（前文 4段落目）</p> <p>王寺町は、面積7㎢の小さな町で__あるものの県内最大級のターミナル駅である王寺駅を中心として発達した便利な都市機能を有し、豊かな自然や歴史、文化、そして人と人との暖かい結びつきもある町です。それらの恵まれた環境は、多くの先人たちにより創り守られてきたものであり、私たちはこの素晴らしい町をより良い町に発展させていかなければなりません。</p>	<p>○逐条解説（前文 4段落目）</p> <p>王寺町は、面積7㎢の小さな町ではあるものの県内最大級のターミナル駅である王寺駅を中心として発達した便利な都市機能を有し、豊かな自然や歴史、文化、そして人と人との暖かい結びつきもある町です。それらの恵まれた環境は、多くの先人たちにより創り守られてきたものであり、私たちはこの素晴らしい町をより良い町に発展させていかなければなりません。</p>
<p>○逐条解説（第1条 目的及び条例の位置づけ）</p> <p>1 王寺町まちづくり基本条例の目的を明らかにする条文中、まちづくりの主体（町民、議会、行政）が<u>権利や責務を果たしながら、お互いに協働して地域社会の実現を図ること</u>としています。</p>	<p>○逐条解説（第1条 目的及び条例の位置づけ）</p> <p>1 王寺町まちづくり基本条例の目的を明らかにする条文中、まちづくりの主体（町民、議会、行政）が<u>権利や責務の理解のもとに、お互いに協働して地域社会の実現を図ること</u>としています。</p>
<p>○逐条解説（第3条 基本原則）</p> <p>(1)「参画と協働の推進」</p> <p>地域の身近な問題や課題をよく知る町民に参画の機会を保障するとともに、それらの問題解決に主体的に取り組む自治の実現を目指します。また、まちづくりにおいては、町民が自らできることは、進んで参画するように努めるとともに、町民、議会及び行政が_____それぞれの特性を活かして、連携しながら協働して進めていくことが必要です。</p>	<p>○逐条解説（第3条 基本原則）</p> <p>(1)「参画と協働の推進」</p> <p>地域の身近な問題や課題をよく知る町民に参画の機会を保障するとともに、それらの問題解決に主体的に取り組む自治の実現を目指します。また、まちづくりにおいては、町民が自らできることは、進んで参画するように努めるとともに、町民、議会及び行政が<u>対等な立場で</u>それぞれの特性を活かして、連携しながら協働して進めていくことが必要です。</p>
<p>○逐条解説（第10条 情報の公開及び個人情報保護）</p> <p>2 議会や行政が収集し、保有する情報に含まれる個人情報が不適切に取り扱われ、個人の権利及び利益が侵害されないよう、個人情報を適切に保護することを定めています。個人情報の保護については、「<u>王寺町個人情報保護条例</u>」（平成16年4月1日施行）が適用されます。</p>	<p>○逐条解説（第10条 情報の公開及び個人情報保護）</p> <p>2 議会や行政が収集し、保有する情報に含まれる個人情報が不適切に取り扱われ、個人の権利及び利益が侵害されないよう、個人情報を適切に保護することを定めています。個人情報の保護については、「<u>個人情報の保護に関する法律</u>」を遵守しなければなりません。また、その法律の施行に関し必要な事項は、「<u>王寺町個人情報の保護に関する法律施行条例</u>」（令和5年4月1日施行）で定められています。</p>
<p>○逐条解説（第14条 まちづくり協議会）</p> <p>4 行政は、まちづくり協議会の意向に基づき、そのことが、より住民福祉の増進につながる場合には、行政が行ってきた地域内の公共施設の管理や公共サービスの提供等について、まちづくり協議会が行政に代わって行うことができることを規定するものです。この場合、行政は事業に係る<u>必要な経費</u>を講じなければならないと定めています。</p> <p>5 まちづくり協議会の要件や認定、行政支援等については、本条例の趣旨を踏まえて、別に定めることとしています。<u>まちづくり協議会のあり方等については、担い手となる団体の方々などご意見を聞きながら十分に検討を進める必要があり、具体化させた上で別に定めていきます。</u></p>	<p>○逐条解説（第14条 まちづくり協議会）</p> <p>4 行政は、まちづくり協議会の意向に基づき、そのことが、より住民福祉の増進につながる場合には、行政が行ってきた地域内の公共施設の管理や公共サービスの提供等について、まちづくり協議会が行政に代わって行うことができることを規定するものです。この場合、行政は事業に係る<u>経費等について必要な措置</u>を講じなければならないと定めています。</p> <p>5 まちづくり協議会の指定要件や、行政支援等については、本条例の趣旨を踏まえて、別に定めることとしています。<u>令和6年9月に地方自治法が改正され「指定地域共同活動団体」（第260条の49）が盛り込まれました。これは、良好な地域社会の維持・形成や住民生活環境の確保のために持続的に取り組む団体を市町村長が指定する制度で、本条で規定される「まちづくり協議会」の仕組みと同じ主旨の団体です。王寺町の「まちづくり協議会」が法律で規定される「指定地域共同活動団体」に適合するよう別途条例等で定めていきます。</u></p>